

教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則（昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号ア中「6,400円」を「7,500円」に改め、同項第2号ア中「6,000円」を「7,000円」に改め、同項第3号ア及び同項第4号中「3,400円」を「4,000円」に改め、同項第5号ア中「2,400円」を「2,800円」に改める。

第6条の表を次のように改める。

昇格前の号給	昇格後の号給	加 算 額
3 級 114号給	4 級 101号給	円 7,700
3 級 115号給	4 級 102号給	7,600
3 級 116号給	4 級 102号給	8,200
3 級 117号給	4 級 103号給	8,200
3 級 118号給	4 級 103号給	8,700
3 級 119号給	4 級 104号給	8,600
3 級 120号給	4 級 104号給	9,100
3 級 121号給	4 級 105号給	9,400
3 級 122号給	4 級 106号給	9,300
3 級 123号給	4 級 107号給	9,200

3 級 124号 給	4 級 108号 給	9,100
3 級 125号 給	4 級 109号 給	9,400
3 級 126号 給	4 級 110号 給	9,300
3 級 127号 給	4 級 111号 給	9,200
3 級 128号 給	4 級 112号 給	9,100
3 級 129号 給	4 級 113号 給	9,300
3 級 130号 給	4 級 114号 給	9,300
3 級 131号 給	4 級 115号 給	9,200
3 級 132号 給	4 級 116号 給	9,100
3 級 133号 給	4 級 117号 給	9,300
3 級 134号 給	4 級 118号 給	9,200
3 級 135号 給	4 級 119号 給	9,200
3 級 136号 給	4 級 120号 給	9,100
3 級 137号 給	4 級 121号 給	9,300

附則第4項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年横須賀市条例第 号）附則第2項若しくは第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教員特殊業務手当)

第5条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第1に規定する教育職給料表(以下単に「教育職給料表」という。)又は別表第2に規定する中学校任期付教育職給料表(以下「中学校任期付教育職給料表」という。)の適用を受ける者が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が次項に定める程度に及ぶときに支給する。ただし、教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である者にあつては、第5号に掲げる業務に限るものとする。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における生徒又は幼児(以下「生徒等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 生徒等の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 生徒等に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校及びその他教育委員会が認めるもの(学校が計画実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務
- (3) 国若しくは地方公共団体の開催する対外運動競技会等又は市以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催する対外運動競技会等であつて、当該競技会等への参加が学校教育活動として行われるもの(前号に規定するものを除く。)に生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日(日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。)若しくは勤務時間条例第9条に規定する休日(以下「休日」という。)に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。以下同じ。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における生徒等に対する指導業務
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの
- (6) 定時制課程に併任されて校長の命ずる業務を行うもの

2 前項に規定する業務の程度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号の業務は、週休日若しくは休日において業務に従事した時間が1時間以上に及ぶとき又はその他の日において業務に従事した時間が勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間に割り振られた正規の勤務時間を超えて1時間以上に及ぶとき。

(2) 前項第2号及び第3号の業務は、その日において業務に従事した時間が4時間以上に及ぶとき。

3 第1項の規定による手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

(1) 第1項第1号アの業務

ア 従事した時間が6時間以上のもの $\overset{7,500}{\cancel{6,400}}$ 円

イ 従事した時間が2時間以上6時間未満のもの 1,100円

ウ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 500円

(2) 第1項第1号イ及びウの業務

ア 従事した時間が6時間以上のもの $\overset{7,000}{\cancel{6,000}}$ 円

イ 従事した時間が2時間以上6時間未満のもの 900円

ウ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 400円

(3) 第1項第2号の業務

ア 泊を伴うもの $\overset{4,000}{\cancel{3,400}}$ 円

イ 泊を伴わないもの 1,200円

(4) 第1項第3号の業務 $\overset{4,000}{\cancel{3,400}}$ 円

(5) 第1項第4号の業務

ア 週休日又は休日に部活動における生徒等に対する指導業務で従事した時間が連続して4時間以上であるもの $\overset{2,800}{\cancel{2,400}}$ 円

イ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が4時間以上のもの(アに掲げる業務を除く。) 1,200円

ウ 正規の勤務時間を超えて従事した時間が2時間以上4時間未満のもの 600円

エ 定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、正規の勤務時間を超えて夜間に1時間以上4時間未満従事したもの 600円

(6) 第1項第5号の業務

ア 従事した時間が2時間以上のもの 1,200円

イ 従事した時間が1時間以上2時間未満のもの 600円

(7) 第1項第6号の業務 900円

4 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあっては、前項に規定する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)

第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、7,500円とする。ただし、次の表の昇格前の号給欄に掲げる号給を受けている者が昇格し、当該昇格前の号給に対応する同表の昇格後の号給欄に掲げる号給を受けることとなった場合のその者の当該昇格後の号給を受ける期間における加算額は、当該昇格後の号給に対応する同表の加算額欄に掲げる額とする。

昇格前の号給	昇格後の号給	加算額
3級116号給	4級102号給	8,200 8,000 円
3級117号給	4級103号給	8,200 7,800
3級118号給	4級103号給	8,700 8,400
3級119号給	4級104号給	8,600 8,300
3級120号給	4級104号給	9,100 9,000
3級121号給	4級105号給	9,400 9,000
3級122号給	4級106号給	9,300 8,900
3級123号給	4級107号給	9,200 8,800
3級124号給	4級108号給	9,100 8,800
3級125号給	4級109号給	9,400 8,800
3級126号給	4級110号給	9,300 8,700
3級127号給	4級111号給	9,200 8,600
3級128号給	4級112号給	9,100 8,600
3級129号給	4級113号給	9,300 8,600
3級130号給	4級114号給	9,300 8,500
3級131号給	4級115号給	9,200 8,400
3級132号給	4級116号給	9,100 8,300
3級133号給	4級117号給	9,300 8,400
3級134号給	4級118号給	9,200 8,300
3級135号給	4級119号給	9,200 8,200
3級136号給	4級120号給	9,100 8,100
3級137号給	4級121号給	9,300 8,200

3級114号給	4級101号給	7,700 円
3級115号給	4級102号給	7,600

附 則

- 4 平成24年4月1日以後に教育職給料表の4級に昇格する者のうち当該昇格後にその者に適用される教育職給料表の4級に掲げる給料月額、第6条に規定する加算額及び改正条例附則第2項又は第3項の規定による給料の額の合計額が調整後給料月額及び調整後給料月額に100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に達しないこととなるものに係る加算額は、当該加算額にその差額に相当する額を加算した額とする。

又は市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第11号)附則第2項若しくは第3項